

## 譲渡性預金規定

### 1.(預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日以後に支払います。

### 2.(利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。
- (3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

### 3.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、預金者(法人等の場合には、その役職員等を含みます。)が第4条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 4.(譲渡)

- (1) この預金は、利息とともにのみ譲渡することができます。その元利金の一部を譲渡することはできません。
- (2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

当金庫所定の譲渡通知書に、譲渡人が届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく、この証書とともに証書記載の取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

当金庫は、提出されたこの証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。
- (3) この預金は、次の各号の一にでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一にでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が第2号または第3号に該当することを知らなかったことにつき過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、預金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき過失がなかったときは、この限りではありません。

預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者、譲渡人または譲受人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員、および暴力団員でなくなったときから5年を経過していない者
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等
- F. 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

G．A～Fに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）

H．次の各号のいずれかに該当する者

- a．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- b．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- c．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること
- d．暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- e．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をおこなった場合

- A．暴力的な要求行為
- B．法的な責任を超えた不当な要求行為
- C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損しまたは当金庫業務を妨害する行為
- E．その他前各号に準ずる行為

(4) この預金を質入れする場合には、第3項が準用されるものとします。

## 5．(預金の解約)

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を満期日以後に解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して証書記載の取扱店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。
- (3) 第4条第3項各号の一にでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者、譲渡人または譲受人に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。また、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

## 6．(届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書または印章を失ったときまたは、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続きをした

後におこないます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 証書の再発行はおこないません。

#### 7.(成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 第4項の届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 8.(印鑑照合)

この証書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印章と相応の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 9.(譲受人に対する規定の適用)

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

#### 10.(預金保険制度)

この預金は、預金保険機構が運営する預金保険制度の対象外です。当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じても、預金保険の保護を受けることができません。

#### 11.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 第5条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に預金者(この預金の譲受人も含みます。以下、本条において同じ。)の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

第1号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。

るものとしします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとしします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとし、満期日以後は利息を付けません。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとしします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとしします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとしします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

## 12.(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとしします。

- (2) 第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。

以上

2021年11月1日現在